

令和3年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提出資料

○ 所管事項

I 三重県企業庁の各事業における令和2年度の実施状況について

1	水道用水供給事業	1
2	工業用水道事業	6
3	電気事業	10

II 三重県企業庁経営計画の改定方針（案）について 12

令和3年3月11日

企業庁

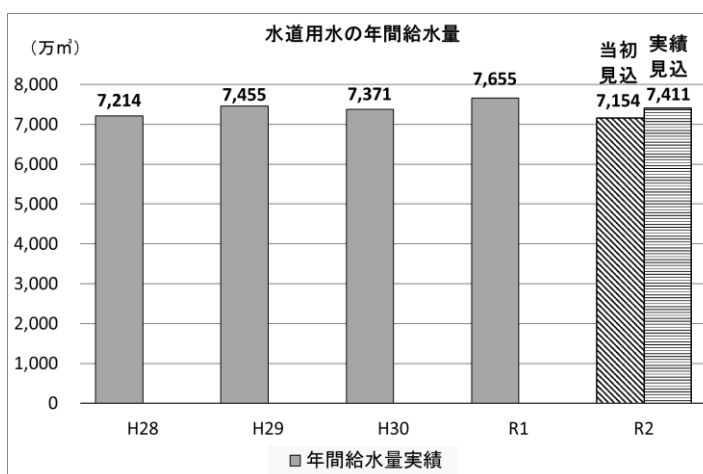
I 三重県企業庁の各事業における令和2年度の取組状況について

三重県企業庁の水道用水供給事業、工業用水道事業及び電気事業においては、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくため、三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）（以下、「経営計画」という。）に掲げた経営目標達成に向けた取組を中心に進めており、本年度の取組状況としては、以下のとおりです。

1 水道用水供給事業

（1）水道用水の給水状況

本年度末の年間給水量は約7,411万 m^3 を見込んでおり、当初の約7,154万 m^3 に対して103.5%となる見込みです。



（2）主な取組状況

ア 安全でおいしい水の供給

「安全性」、「味やにおい」の観点から、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化しています。また、水道全5浄水場へ活性炭処理設備の整備を進めています。（播磨、水沢、高野、多気浄水場には整備済み。）

本年度は2月末時点まで、経営計画における経営目標の「安全でおいしい水の供給」に掲げている水質基準と管理目標値は、すべて達成しています。

また、大里浄水場の活性炭処理設備（令和元年度着工）については、令和3年10月の供用開始に向けて整備を進めています。

イ 強靱な水道の構築

主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策や配水運用の強化に取り組み、強靱な水道の構築をめざすこととしています。

なお、本年度は2月末時点まで、漏水は発生しておらず、経営計画の成果指標である「給水障害発生件数」の目標値0件を達成できる見込みです。

(ア) 耐震化

a 主要施設の耐震化

経営計画の計画期間中において、全5浄水場（播磨・水沢・高野・大里・多気）の49浄水処理施設の耐震化を完了させることとしています。また、全27排水処理施設のうち16施設、全14調整池のうち10池の耐震化を進めることとしています。

本年度は、高野浄水場の2浄水処理施設の耐震補強工事に着手しました。また、4浄水場（播磨・水沢・大里・多気）の排水処理施設及び鍛冶屋調整池（2,000m³×1池）の耐震詳細診断を実施しており、年度内に完了させる予定です。

経営計画上の成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
浄水場の耐震化率(%) (累積/全体 浄水処理施設数)	87.8 (43/49)	87.8 (43/49)	100 (49/49)

b 管路の耐震化

管路総延長約430kmのうち、耐震適合性のない管路が約160kmあり、経営計画の計画期間中において、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路約23.9kmの耐震化に加え、布設後40年以上経過した管路約6.5kmを合わせた約30.4kmの耐震化を実施することとしています。

本年度は、約4.1kmの管路の布設替工事を完了させる予定であり、成果指標の管路の耐震適合率は、目標値の65.1%を上回る65.3%となる見込みです。

経営計画上の成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長 km)	65.1 (279.6 /429.6)	65.3 (280.4/429.6)	69.2 (297.2/429.6)
うち経営計画期間中 における優先実施分	42.3 (12.9 /30.4)	45.1 (13.7/30.4)	100 (30.4/30.4)

※ () 内の数値については、0.1km単位に四捨五入しています。

(イ) 老朽化対策

将来にわたり水道施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを縮減するため、施設の長寿命化を図るとともに、効率的・効果的な設備の更新を進め、老朽化対策に取り組むこととしています。

a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を実施するとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、播磨浄水場5号送水ポンプ設備及び多気浄水場3系2号送水ポンプ設備などの分解点検整備工事を実施しており、年度内に完了させる予定です。

b 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える157設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検整備を実施するとともに、水需要の動向なども注視しつつ、効率的・効果的に更新を進めることとしています。

本年度は、水沢浄水場攪拌機及び高野浄水場ろ過池電動弁など16設備の更新工事を完了させる予定であり、成果指標の設備の更新率は、目標値の40.8%となる見込みです。

経営計画上の成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
設備の更新率 (%) (累積/計画期間に更新する設備数)	40.8 (64/157)	40.8 (64/157)	100 (157/157)

c 排水弁の更新

管路の内部に沈澱している汚泥や錆などを排出するための設備である排水弁は、水道管路全体で474基あり、耐用年数を経過し老朽化により操作に支障をきたしている排水弁を更新することとしています。

本年度は、伊勢市佐八町及び多気町五佐奈地内において排水弁2基の更新工事を実施しており、年度内に完了させる予定です。

(ウ) 建設・拡張事業

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）は、受水市町からの要請を受け、県（環境生活部）が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」（平成20年3月改定）に基づき、当庁が実施しています。

大里浄水場の凝集沈澱池等については、令和3年10月の供用開始に向けて、本年度は、凝集沈澱池（平成30年度着工）の整備を完了し、年度内に薬品注入設備等（令和元年度着工）の機器製作等を完了させる予定です。

また、取水・導水施設の整備については、令和7年度の供用開始に向けて、地元協議を進めながら基本設計を行いました。令和3年度に詳細設計を予定しており、引き続き、地元関係者等と協議を行っていきます。

(エ) 浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策

近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況を踏まえて、主要施設であるポンプ所や調整池等の水道施設における対策の検討を進めることとしています。

現在、河川管理者等が公表している洪水及び高潮の浸水想定区域内に 8 施設、県が指定する土砂災害警戒区域内に 10 施設あることが判明しています。

本年度は、浸水被害や土砂災害等に対する対策について、先行事例の調査や検討を行い、その結果、被災が想定され対策が必要となる施設は 12 施設であることを確認しました。これらの施設については、令和 3 年度に対策の基本検討を行うこととしています。

また、長時間停電対策として南勢水道事務所の導水ポンプ所予備発電設備改良工事（令和元年度～令和 3 年度）において燃料貯蔵タンク容量を増量することとしました。

【成果指標】

経営計画で設定した成果指標 10 項目全てについて、目標を達成する見込みです。

経営目標	成果指標	令和 2 年度 目標値	令和 2 年度 見込値
安全でおいしい水の供給	①水質基準適合率 (%)	100	100
	②総トリハロメタンの管理目標値達成度 (%)	100	100
	③カビ臭物質の管理目標値達成度 (%)	100	100
	④臭気強度の管理目標値達成度 (%)	100	100
強靱な水道の構築	⑤浄水場の耐震化率 (%)	87.8	87.8
	⑥管路の耐震適合率 (%)	65.1	65.3
	⑦設備の更新率 (%)	40.8	40.8
	⑧給水障害発生件数 (件)	0	0
健全な事業運営の持続	⑨給水原価 (円/㎥)	110.9	105.7
	⑩経常収支比率 (%)	100 以上	100 以上

※ 1 成果指標の見直しについて

浄水場の浄水処理施設の耐震詳細診断結果及び耐震化計画の見直し結果を踏まえ、経営計画策定時に暫定値としていた成果指標の目標値について、各年度の目標値を平成 30 年度に見直し、最終年度（令和 8 年度）の「⑤浄水場の耐震化率」を 51.0% から 100% へ引き上げるとともに、「⑥管路の耐震適合率」を 67.7% から 69.2% へ引き上げ、それぞれ前倒しして耐震化を進めていくこととしています。

※2 成果指標の説明

①水質基準適合率

水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合

②総トリハロメタンの管理目標値達成度

水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン（水質基準値 0.1mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L 以下」を達成した割合

③カビ臭物質の管理目標値達成度

水道水のおいに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び2-MIBの2項目、共に水質基準値 0.00001mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L 以下」を達成した割合

④臭気強度の管理目標値達成度

水道水のおいに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値 3 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2 以下」を達成した割合

⑤浄水場の耐震化率

浄水場における浄水処理施設（49 施設）のうち耐震化する施設数の割合

⑥管路の耐震適合率

管路総延長（約 430 km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合

⑦設備の更新率

計画期間（平成 29 年度～令和 8 年度）に更新する設備数の割合
更新対象設備は 157 設備

⑧給水障害発生件数

当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水支障が生じた件数
なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民に支障が無い場合は給水障害としない。

⑨給水原価

有収水量 1 m³を作るために要する費用
 $\{ \text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{長期前受金戻入}) \} \div \text{有収水量}$

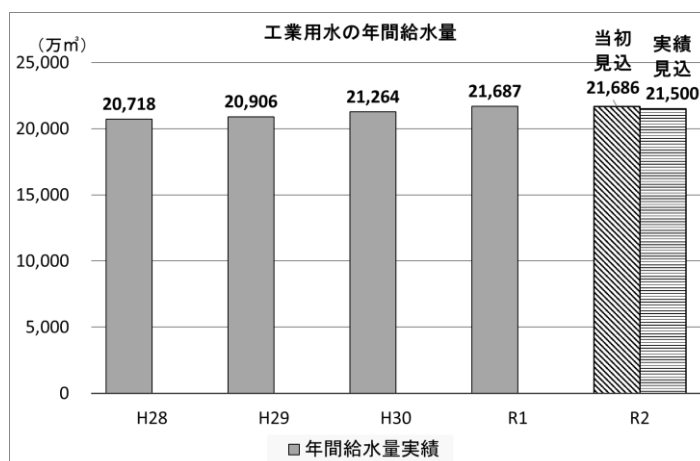
⑩経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$

2 工業用水道事業

(1) 工業用水の給水状況

本年度末の年間給水量は約 2 億 1,500 万 m³を見込んでおり、当初の約 2 億 1,686 万 m³に対して 99.1%となる見込みです。



(2) 主な取組状況

ア 強靱な工業用水道の構築

主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策や配水運用の強化に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざすこととしています。

本年度は、2月末時点までに漏水は1件発生していますが、給水障害は発生しておらず、経営計画の成果指標である「給水障害発生件数」の目標値0件を達成できる見込みです。

(ア) 耐震化

a 主要施設の耐震化

経営計画の計画期間中において、全3浄水場（沢地、伊坂、山村）の全25浄水処理施設の耐震化を完了させることとしています。

本年度は、山村浄水場（2系）5施設の耐震化工事（平成28年度着工）を完了し、伊坂浄水場4施設と山村浄水場（1系）4施設の耐震補強工事を実施しています。

経営計画上の成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
浄水場の耐震化率(%) (累積/全体 浄水処理施設数)	48.0 (12/25)	68.0 (17/25)	100 (25/25)

(イ) 老朽化対策

将来にわたり工業用水道施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを縮減するため、施設の長寿命化を図るとともに、効率的・効果的な設備の更新を進め、老朽化対策に取り組むこととしています。

a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を実施するとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、山村浄水場や新屋敷取水所等の電気設備の点検整備、野代導水ポンプ所ポンプ設備の分解点検工事などを実施しており、年度内に完了させる予定です。

b 管路等の更新

管路総延長約 350km のうち、耐震適合性のない管路が約 138km あり、経営計画の計画期間中において、特に重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路などを中心に約 22.1km を優先して更新し、老朽化対策とともに耐震化を進めることとしています。

また、配水運用の切り替え、漏水時の止水など、配水制御において重要となる制水弁 69 基を優先して更新することとしています。

本年度は、過年度に着手した工事も含め、管路約 3.1km の布設替工事を完了させる予定であり、成果指標の管路の耐震適合率は、目標値の 61.8% を上回る 62.5% となる見込みです。

制水弁については、内径 1800 耗制水弁など 7 基の取替工事を実施しており、年度内に完了させる予定です。なお、過年度に管路工事で必要となる制水弁を前倒しして取替えたこと等により、成果指標の制水弁の更新率は、目標値の 36.2% を上回る 47.8% となる見込みです。

経営計画上の成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長 km)	61.8 (216.3/350.1)	62.5 (218.6/350.1)	66.9 (234.3/350.1)
うち経営計画期間中 における優先実施分	18.6 (4.1/22.1)	29.2 (6.4/22.1)	100 (22.1/22.1)
制水弁の更新率(%) (累積/全体 計画期間に更新する基数)	36.2 (25/69)	47.8 (33/69)	100 (69/69)

※ 管路の耐震適合率欄 () 内の数値については、0.1km 単位に四捨五入しています。

c 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 129 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検整備を実施するとともに、耐用年数や劣化状況、交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断し、更新を進めることとしています。

本年度は、伊坂汚泥処理場電気設備及び小杉流量調整弁室電気計装設備など 13 設備の更新工事を完了させる予定であり、成果指標の設備の更新率は、目標値の 34.9%となる見込みです。

経営計画上の成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
設備の更新率(%)	34.9	34.9	100
(累積/全体 計画期間に更新する設備数)	(45/129)	(45/129)	(129/129)

(ウ) 浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策

近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況を踏まえて、主要施設であるポンプ所や配水池等の工業用水道施設における対策の検討を進めることとしています。

現在、河川管理者等が公表している洪水及び高潮の浸水想定区域内に 10 施設、県が指定する土砂災害警戒区域内に 3 施設あることが判明しています。

本年度は、浸水被害や土砂災害等に対する対策について、先行事例の調査や検討を行い、その結果、被災が想定され対策が必要となる施設は 9 施設であることを確認しました。これらの施設については、令和 3 年度に対策の基本検討を行うこととしています。

イ 健全な事業運営の持続

本年度は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を算定期間とする次期工業用水道料金について検討し、北伊勢工業用水道、中伊勢工業用水道、松阪工業用水道の 3 事業ともに現行料金を据え置くこととしました。

引き続き、健全な事業運営を持続していくため、アセットマネジメントの手法を活用して、施設の更新需要や収支見通しのもと、耐震化や更新等の施設改良を実施していくとともに、継続して経費節減に努めていきます。

【成果指標】

経営計画で設定した成果指標 8 項目全てについて、目標を達成できる見込みです。

経営目標	成果指標	令和 2 年度 目標値	令和 2 年度 見込値
強靱な工業用水道の構築	①浄水場の耐震化率 (%)	48.0	68.0
	②制水弁の更新率 (%)	36.2	47.8
	③管路の耐震適合率 (%)	61.8	62.5
	④設備の更新率 (%)	34.9	34.9
	⑤給水障害発生件数 (件)	0	0
健全な事業運営の持続	⑥給水原価 (円/m ³)	33.2	32.7
	⑦年間給水量(百万m ³)	213	215
	⑧経常収支比率 (%)	100 以上	100 以上

※ 成果指標の説明

①浄水場の耐震化率

浄水場における浄水処理施設 (25 施設) のうち耐震化する施設数の割合

②制水弁の更新率

計画期間 (平成 29 年度～令和 8 年度) に更新する制水弁数の割合
更新対象数は 69 基

③管路の耐震適合率

管路総延長 (約 350 km) のうち耐震適合性のある管路延長の割合

④設備の更新率

計画期間 (平成 29 年度～令和 8 年度) に更新する設備数の割合
更新対象設備は 129 設備

⑤給水障害発生件数

企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水支障が生じた件数
なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーに実害が無い場合は給水障害としない。

⑥給水原価

有収水量 1 m³を作るために要する費用
{経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

⑦年間給水量

1 日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を 1 年間分積み上げた水量

⑧経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
経常収益 ÷ 経常費用 × 100

3 電気事業

電気事業については、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向け、関係市町及び関係部局等と協議・調整を行い、セーフティーネットの運用やRDF焼却・発電施設撤去に向けた取組を進めています。

(1) 令和2年度の主な取組状況

ア セーフティーネットの運用

三重県RDF運営協議会の総会決議に基づき、RDFの製造を継続している団体（紀北町、南牟婁清掃施設組合）に対しては、本年度末まで、処理先のトラブル等で処理料金が令和元年度の料金（14,145円/t（税抜））を超える場合に、その超過分を補填するセーフティーネットの運用を行っています。

本年度は、令和3年2月末までに2団体に約580tの適用があり、約690万円を補填しました。

イ RDF処理委託料の清算

RDF処理委託料の清算金については、RDFの処理及び運搬に要した費用に応じて製造団体に分配することとしており、清算の時期については、令和2年度と令和3年度の2回に分けて行うこととしています。

本年度は、令和2年11月に開催した三重県RDF運営協議会総務運営部会において、RDF処理委託料の第1回清算にかかる支払手続き等を確認し、令和3年1月に第1回清算分として総額3億円を支払いました。

なお、第2回清算分として、令和3年度当初予算に、約4億1,380万円を計上しています。

ウ RDF焼却・発電施設の撤去工事の発注

RDF焼却・発電施設の撤去工事の実施に向けて、施設撤去の方法、土壌汚染対策及び周辺環境対策等について、関係市町等へ説明を行うとともに、8月に地域自治会役員で構成する「地域連絡会議」を、9月に学識経験者や地域住民等で構成する「安全管理会議」を、10月に地域住民に対する「工事概要説明会」を開催し説明を行いました。

その後、施設撤去工事の入札手続きを行い、令和3年1月28日に安藤・間・日本土建・ナガシマ特定建設工事共同企業体と工事契約の締結を行いました。

工 事 名：RDF焼却・発電施設撤去工事

工 事 場 所：桑名市多度町力尾地内

工事契約金額：1,609,520,000円（税込）

契 約 期 間：令和3年1月28日 ～ 令和5年1月27日

今後とも、周辺環境や安全対策等に十分配慮して施設撤去工事を進めていくとともに、地域住民に、工事の状況について、説明会の開催、ホームページの開設等により情報提供していきます。また、「安全管理会議」において、周辺環境の状況や安全対策の実施状況等を確認していただきます。

エ 事業の総括

事業の総括については、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町からの意見も取り入れ、関係部局と連携して進めていくこととしています。

本年度は、事業の総括に必要となる様々なデータの整理等を行っており、令和3年度中に中間的な報告を行うとともに、すべての業務が終了する段階で速やかに最終的な総括が行えるよう、RDF処理委託料の清算やRDF焼却・発電施設の撤去工事等と並行して取組を進めています。

II 三重県企業庁経営計画の改定方針(案)について

1 計画改定の趣旨

三重県企業庁経営計画（以下「経営計画」という。）については、将来にわたり健全で安定した経営を実現していくため、30年から40年程度先までの事業環境を見通したうえで、10年間（平成29年度～令和8年度）の計画として平成29年3月に策定しました。その後、計画の進捗管理にあたっては、各事業の経営目標について、毎年、定期的にPDCAサイクルによる検証・改善を行っているところです。

令和3年度は経営計画の策定から5年目となり、折り返し地点を迎えることから、計画の最終年度に向けてより充実したものに直していくため、経営計画策定後の状況の変化などを踏まえ、令和3年度中に改定を行います。

2 現行計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「みえ県民力ビジョン」の企業庁としての実行計画として位置づけるとともに、国から策定を要請されている「経営戦略」、「水道事業ビジョン」としても位置づけています。

(2) 経営の基本

企業庁は、「県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献する」という経営理念のもと、安全で安心できるサービスを強靱な体制で持続して提供できるよう、「信頼とパートナーシップの構築」など5つの行動基軸に基づき取組を進めます。

この経営理念と行動基軸を経営の基本と位置づけ、時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業をめざしていきます。

(3) 主な成果指標にかかる進捗状況

事業	成果指標	令和2年度 見込値	令和8年度 目標値
水道用水供給	浄水場の耐震化率	87.8%	100%
	管路の耐震適合率	65.3%	69.2%
工業用水道	浄水場の耐震化率	68.0%	100%
	管路の耐震適合率	62.5%	66.9%

3 改定の方向性

(1) 経営の基本及び計画期間

経営の基本については、当庁にとって普遍的なものであり、現行計画策定後の状況の変化に影響されるものではないことから踏襲することとし、計画期間中の今後5年間（令和4年度～令和8年度）の計画内容について改定します。

(2) 主な計画内容の見直し

- ・ 水道用水供給事業及び工業用水道事業について、耐震詳細診断の結果を踏まえ、引き続き、主要施設の耐震化等に取り組むとともに、財政収支を見据えつつ、優先度を勘案しながら前倒しを検討します。
- ・ 近年の全国各地における台風や集中豪雨に伴う災害の状況を踏まえ、「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」を新たに追加します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、デジタル強靱化社会の構築が喫緊の課題となっていることを踏まえ、デジタル化による業務改善等を推進するための取組を検討し、計画内容に反映していきます。

4 今後のスケジュール（案）

令和3年	6月	防災県土整備企業常任委員会（骨子案の説明）
	11月	三重県企業庁経営懇談会（中間案の説明）
	12月	防災県土整備企業常任委員会（中間案の説明） パブリックコメント、関係者（市町・ユーザー等）意見照会
令和4年	2月	三重県企業庁経営懇談会（最終案の説明）
	3月	防災県土整備企業常任委員会（最終案の説明）、 計画改定・公表

現行の経営計画に基づく取組の成果と課題

(1) 水道用水供給事業

①安全でおいしい水の供給

【主な取組】

- ・ 県民の水道に対するニーズに対応するため、「安全性」や「味やにおい」の観点から、総トリハロメタン、カビ臭物質、臭気強度について、国の水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化してきました。
- ・ 水道水質の変動による一時的な異臭味の発生時や水源の水質事故発生時の対策として、浄水処理機能を強化するため、全5浄水場への活性炭処理設備の整備を進めています。

【成果・課題】

- ・ 令和3年10月には全5浄水場への活性炭処理設備の整備が完了することから、引き続き、管理目標値を遵守し、県民の水道に対するニーズに対応するため、水質管理を強化していく必要があります。
- ・ 全5浄水場への活性炭処理設備の整備の完了を踏まえ、今後、「水安全計画」を見直す必要があります。

②強靱な水道の構築

【主な取組】

- ・ 浄水場については、東日本大震災後に公表された南海トラフ地震の波形も踏まえた耐震詳細診断結果に基づき、計画的に耐震化を進めました。
- ・ 耐震性を有しない管路のうち、特に液状化が想定される地域に埋設されている管路など、被害率の高い管路に加え、耐用年数を経過した管路の耐震化を一部前倒しして、管路の更新を実施してきました。

【成果・課題】

- ・ 耐震詳細診断を実施した結果、全5浄水場（49施設）のうち、耐震化が必要な施設は高野浄水場（6施設）のみとなり、浄水処理施設の耐震化率は現行の経営計画策定時点から大幅に向上しました。現在、高野浄水場の耐震化を進めており、令和7年度には、全5浄水場の浄水処理施設（49施設）の耐震化が完了する予定です。
- ・ また、浄水処理工程に必要な排水処理施設や災害発生時に応急給水活動の拠点となる調整池について、耐震詳細診断を前倒しして実施しています。
- ・ 管路等については、引き続き、耐用年数を経過し耐震性を有しない管路の耐震化等を計画的に進めていく必要があります。
- ・ 近年の全国各地における台風や集中豪雨に伴う災害の状況を踏まえ、新たに主要施設における「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」に取り組む必要があります。

③健全な事業運営の持続

【主な取組】

- ・ アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践してきました。なお、令和2年度からの料金改定については、持続可能な経営を確保しつつ、中長期的な料金の抑制に努めました。
- ・ 水道法の改正に伴い、本県の水道事業の基盤強化の推進を図るため、令和元年度に設置された三重県水道基盤強化協議会に、当庁も水道事業者として、県内市町とともに参画しています。
- ・ 水道事業における運転管理等の技術管理業務は、水道に課せられた重い事業者責任を果たすため、包括的な民間委託は行わず、浄水場に企業庁職員を配置したうえで個別に民間委託を行ってきました。なお、個別の運転管理等の業務については、効率的な事業運営と競争性を高める観点から、委託期間を3年間から5年間に拡大しました。

【成果・課題】

- ・ 強靱な水道の構築において、「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」という新たな課題が生じてきている中、これらの対策を進めるにあたっては、料金に与える影響を考慮し、アセットマネジメント手法を用いた中長期的な投資・財政計画に基づき、健全な事業運営を確保しつつ、計画的に進める必要があります。
- ・ 三重県水道基盤強化協議会では、水道事業の基盤強化のために課題を共有し、幅広い内容で連携して取り組めること等について議論することとしています。当該協議会において関係する受水市町と連携し、県営水道料金の中長期的な抑制についても検討していく必要があります。
- ・ より効率的な事業運営を図るため、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ等の活用について、全国的な導入状況を調査しながら、検討を継続していく必要があります。

(2) 工業用水道事業

①強靱な工業用水道の構築

【主な取組】

- ・ 南海トラフ地震などの大規模地震による被害を最小限に抑えるよう、山村浄水場、伊坂浄水場及び水管橋の耐震化を進めました。
- ・ 漏水などの事故が発生した場合でもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取り替えるとともに、耐震化を含む老朽化対策として、重要度の高い主要幹線などを中心に管路の更新を実施してきました。

【成果・課題】

- ・ 主要施設である浄水場の浄水処理施設については、伊坂浄水場の5施設が耐震性を有すると判明したため、全3浄水場（沢地、伊坂、山村）の25施設の耐震化が令和3年度中に完了する予定です。このため、浄水処理施設以外の主要施設の耐震化を前倒しすることも検討する必要があります。
- ・ 管路及び制水弁の更新については、現場条件や関係機関等との調整が難航するなど、やむを得ず工事を後送りしたものがあることから、工業用水道施設改良計画を見直し、計画的な更新・耐震化を進めていく必要があります。
- ・ 近年の全国各地における台風や集中豪雨に伴う災害の状況を踏まえ、新たに主要施設における「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」に取り組む必要があります。

②健全な事業運営の持続

【主な取組】

- ・ 県及び市町の企業誘致部局と連携しながら、需要見込みのある企業等に対して迅速に情報提供を行うなど、工業用水の利用促進を図りました。
- ・ アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践してきました。なお、令和3年度からの料金の見直しについては、持続可能な経営を確保しつつ、中長期的な費用の平準化を図ることで料金の抑制に努めました。
- ・ 浄水場等の技術管理業務の包括的な委託について、効率的な事業運営と競争性を高める観点から、委託期間を3年間から5年間に拡大しました。

【成果・課題】

- ・ 経営基盤の強化を図るため、県及び市町の企業誘致部局と連携し、工業用水の利用促進を図るとともに、今後の需要量や濁水などの危機管理への対応も考慮のうえ、施設規模の適正化を検討する必要があります。
- ・ 強靱な工業用水道の構築において、「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」という新たな課題が生じてきている中、これらの対策を進めるにあたっては、料金に与える影響を考慮し、アセットマネジメント手法を用いた中長期的な投資・財政計画に基づき、健全な事業運営を確保しつつ、計画的に進める必要があります。
- ・ より効率的な事業運営を図るため、現行業務委託の委託期間の拡大や業務内容の見直しについて検討を進めるとともに、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ等の活用についても、検討を継続していく必要があります。

(3) 電気事業

①安全・安定運転の取組

【主な取組】

- ・ R D F 製造団体等の関係者と連携し、R D F の品質管理の徹底と R D F 焼却・発電施設及び貯蔵施設の安全・安定な管理を行うとともに、地域連絡会議や安全管理会議を開催し、地元住民の方々との信頼関係を確保しながら、安全・安定運転を行いました。

【成果・課題】

- ・ R D F 品質管理の徹底及び施設の安全な管理・運転により事故の発生はなく、三重ごみ固形燃料発電所での R D F の焼却・発電は令和元年 9 月 17 日をもって終了し、同年 12 月 21 日には電気事業法における発電所を廃止しました。

② R D F 焼却・発電事業の終了への対応

【主な取組】

- ・ R D F 焼却・発電事業の終了に伴う課題を整理し、関係市町及び関係部局等と協議・調整を行いました。

【成果・課題】

- ・ 三重県 R D F 運営協議会総会において、令和元年 9 月に R D F の搬入を終了すること、R D F の製造を継続する団体に対してセーフティーネットを設けること、R D F 処理委託料の清算などについて決議がなされました。
- ・ 決議に沿って、令和元年 9 月に R D F の焼却・発電を終了するとともに、令和 2 年度までセーフティーネットの運用を行いました。また、清算金については、令和 2 年度に 3 億円を支払いました。令和 3 年度には、最終的な清算を行う必要があります。
- ・ 最終的な事業の総括を行うため、現在、関係部局と連携して、検証に必要なデータの整理等を進めており、令和 3 年度中に中間的な報告を行うとともに、すべての業務が終了する段階で速やかに最終的な報告を行えるよう取組を進めていく必要があります。

③電気事業の清算及び財産の引継ぎ

【主な取組】

- ・ 施設撤去の方法、土壌汚染対策及び周辺環境対策等について、関係市町等へ説明を行うとともに、地域連絡会議、安全管理会議及び地域住民説明会等での説明後、施設撤去工事に着手しました。
- ・ 財産処分の手続きを進めるとともに、電気事業会計の清算に向け、令和元年度に資産の減損処理を行い、令和 2 年度に減資（資本金の額の減少）を行いました。

【成果・課題】

- ・ 施設撤去工事については、周辺環境や安全対策等に十分配慮して進めていく必要があります。
- ・ 電気事業会計の終了に向けて、引き続き、財産処分を進めるとともに、残与財産の引継ぎについて準備する必要があります。

（４）各事業共通の展開

①経営基盤の強化

【主な取組】

- ・ 組織・定数については、簡素で効率的な事業運営を行うため、業務の状況等に応じて適切な調整を行いました。
- ・ 企業庁職員として業務上必要な知識・技術の習得や能力の向上を図るよう計画的に研修を実施するとともに、各所属においてOJT手法を活用し、技術の継承に取り組んでいます。
- ・ 質の高いサービスの提供と顧客満足向上につなげていくため、定期的に取り組を点検し、業務の継続的な改善を推進しました。

【成果・課題】

- ・ 電気事業の終了に伴い、今後の事業運営にかかる組織・定数のあり方について、検討を進める必要があります。
- ・ 職員の年齢構成の高年齢化、定年延長制度の導入検討等の企業庁を取り巻く環境が変化している中で、技術継承に資する人材を育成する必要があります。
- ・ 品質と顧客満足度の向上のためには、継続的なPDCAサイクルによる検証・改善が必要です。

②地域社会との信頼関係

【主な取組】

- ・ 経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすため、受水市町への説明会の開催、ユーザーに対するメールマガジンの発行、イベントの開催等により、当庁の取組について積極的な情報提供を行いました。
- ・ 浄水場の施設見学を受け入れるとともに、伊坂ダム及び山村ダムの周辺施設を開放することにより、地域貢献の取組を継続して実施しました。
- ・ コンプライアンス意識の向上を図るため、各所属でコンプライアンスミーティング等を実施しました。また、コンプライアンス推進の中で、RDF貯蔵槽爆発事故の教訓を生かす取組に着手しました。

【成果・課題】

- ・ 公営企業としての説明責任を果たすため、コロナ後の新常态を見据え、ニーズに応じた情報提供の方法を検討する必要があります。
- ・ 浄水場の施設見学の受け入れについては、当庁の事業継続を優先することを基本に、コロナ後の新常态を見据えた開催方法について検討する必要があります。
- ・ 引き続き、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、R D F貯蔵槽爆発事故の教訓に係る取組を、知事部局等にも展開できるよう検討を進める必要があります。